

静岡県公安委員会規程第8号

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月16日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

自転車運転者講習の実施に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

年 月 日

様

静岡県公安委員会

自転車運転者講習のお知らせ（出頭通知）

あなたは、自転車運転者講習の対象者となったため、講習を受けるべき命令書を交付いたしますので、指定の日時に、指定の場所までおいでください。

1 出頭の日時及び場所

日 時	年 月 日 (曜日) 前 時 分 ~ 前 時 分の間 午 後 午 後
場 所	免 許 セ ン タ ー 号 室 警 察 署 課 (電話番号 - - 内線 担当者)

2 持ってくるもの

- ・ 身分を確認できるもの（例：自動車運転免許証、学生証等）
- ・ 自転車運転者講習のお知らせ（この通知書）

3 注意事項

次の場合は、担当者まで必ず事前に電話連絡してください。

- ・ 指定日時に出頭できない場合
- ・ 当日自転車運転者講習の受講を希望する場合

4 補足通信

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

連絡先

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 後日連絡します。
- ・ 下記のとおりとします。

場 所	
日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後

様式第6号を次のように改める。

自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる自転車運転者講習の受講を申請
します。

手 数 料 欄

様式第 8 号を次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の自転車運転者講習の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の自転車運転者講習の実施に関する規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。